

閱 覧 図 書

令和7年度 近畿中国森林管理局
一般定期健康診断及び情報機器
作業従事者健康診断

図書内訳

- 1 入札者注意書
- 2 契約書（案）
契約条項
仕様書
- 3 入札書及び内訳書
- 4 委任状
- 5 競争参加資格確認申請書

近畿中国森林管理局 経理課

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

健康診断単価契約書(案)

- 1 名 称 令和7年度近畿中国森林管理局一般定期健康診断及び
情報機器作業従事者健康診断
- 2 実施場所及び検査要領 別添仕様書のとおり
- 3 請 負 期 間 自 契約締結の日の翌日から 至 令和8年1月30日
- 4 検査場所及び成果品納入場所 別添仕様書のとおり
- 5 検査項目・単価 下表のとおり

一般定期健康診断

検査項目	単 価 (円) (消費税抜き)
1 医師による診察・所見	円
2 身体の計測 (腹囲を除く)	円
" 腹囲の計測	円
3 眼の検査 視力(遠見)	円
" 眼底	円
" 眼圧	円
" ドライアイ	円
4 聴力検査	円
5 循環器の検査 血圧	円
" 心電図	円
6 尿検査	円
7 胸部X線検査	円
8 胃部X線検査	円
9 血液検査 腫瘍マーカー除く	円
" 腫瘍マーカー (C E A)	円
" 腫瘍マーカー (高感度P S A)	円
10 婦人科検査 子宮がん検査 (頸部細胞診)	円
" 乳がん検査 (エコー)	円
" 乳がん検査 (マンモグラフィ)	円
11 大腸がん検査	円
12 喀痰細胞診検査	円

情報機器作業従事者健康診断

検 査 項 目	単 価 (円) (消費税抜き)
1 Aコース	円
2 Bコース	円

6 契 約 保 証 金 契約保証金は免除する

7 特 約 事 項 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり

上記業務について、発注者 支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 高橋 和宏
(以下「甲」という)と、受注者 (以下「乙」という)
は、次の条項により請負契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、双方記名捺
印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (甲) 大阪市北区天満橋 1 - 8 - 75 桜ノ宮合同庁舎
支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 高橋 和宏

受注者 (乙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

契 約 条 項

(総 則)

第1条 乙は、甲が示す健康診断対象者に対し、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）等に基づき、健康診断を実施するものとする。

2 乙は、契約書に基づき、頭書の請負期間内にこれを完了するものとし、甲は、これに対し代金を支払うものとする。

(業務の内容)

第2条 乙が行う業務内容は、次のとおりとする。

2 一般定期健康診断

(1) 医師による診察・所見

(2) 身長・体重・腹囲の計測、BMIの算出

(3) 眼の検査（視力(遠見)・眼底・眼圧・ドライアイ)

(4) 聴力検査

(5) 血圧検査

(6) 心電図検査

(7) 尿検査（蛋白、糖及び潜血）

(8) 胸部X線検査（撮影及び読影）

(9) 胃部X線検査（撮影及び読影）

(10) 血液検査（GOT・GPT・γ-GTP・血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値・白血球数・LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪・血糖・尿酸(UA)・クレアチニン・アミラーゼ・腫瘍マーカー(CEA・高感度PSA)）

(11) 婦人科がん検査（子宮がん検査・乳がん検査）

(12) 大腸がん検査（便潜血反応検査）

(13) 喀痰細胞診検査

3 情報機器作業従事者健康診断

(1) 医師による診察（筋骨格系に関する検査含む）・所見

(2) 眼の検査（視力(遠見・近見)・眼位・調節機能)

4 前2項の実施場所については甲の指定する場所は仕様書のとおりとする。また、業務の全体又は一部を完了したときは、その結果について、成果品を甲に提出しなければならない。

(実施日程)

第3条 実施日程は、契約書の請負期間内とするが、詳細な日時は甲乙協議して決めるものとする。

(受診場所及び受診予定者数)

第4条 健康診断の受診場所及び受診予定者数は仕様書のとおりとする。ただし、受診予定者数については、これに異動を生じても乙は異議を申し立てないものとする。

(監督職員)

- 第5条 甲（甲の指定する職員を含む。）は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更した時も同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の外に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、事業の実施についての乙又は乙の現場代理人に対する指示を行うものとする。

(現場代理人)

- 第6条 乙は、現場代理人を定め、事業着手前に書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更した時も同様とする。
- 2 乙又は乙の現場代理人は、検査会場に常駐し、健診等の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 甲（甲の指定する職員を含む。）は、現場代理人がこの契約履行上著しく不適切であると認めるときは、その交替を乙に請求できる。

(検査及び引渡し)

- 第7条 甲（甲の指定する職員を含む。）は、乙から第2条第4項に定める成果品等の提出があった時は、甲の受理した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 前項の成果品等は、検査に合格した時をもって引渡しを完了したものとする。

(請負代金の請求及び支払)

- 第8条 乙は、毎月1回前月に引渡しの完了した分について、各健診項目ごとに実施した人員に頭書の単価を乗じて得た額の計に消費税及び地方消費税を付加した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「代金」という。）を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。ただし、受理した乙の支払請求書が不適當のため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(検査の遅延)

- 第9条 甲は、自己の責に帰する事由により第7条に規定する期間内に検査をしないときは、その成果品等の提出があった日の翌日から検査をした日までの日数（以下「検査遅延日数」という。）を約定期間の日数から差し引くものとする。
- 2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものとし、甲は、そのこえる日数に応じ、第11条に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(一般的損害)

- 第10条 本契約の履行に関して生じた一般的損害については、乙がその費用を負担

する。ただし、甲の責に帰する場合の損害については、この限りではない。

(履行遅延の場合における損害)

第11条 乙の責に帰すべき理由で、請負期間内に引渡しを完了できない場合は、乙は甲に対し違約金として、遅延日数に応じ、請負予定金額から引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額に対して年利3%の割合で計算した額を納付するものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により、第8条第2項に定める支払いが遅れた場合は、その遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定による遅延利息を支払うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

また、この業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸し出ししてはならない。

2 前項の規定に違反したことにより生じた損害については、乙がその責を負うものとする。

(権利義務の譲渡及び継承)

第13条 乙は、この契約に属する権利義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、甲に対して一部の請負について、その名称、その他必要な事項を通知しなければならない。

(甲による契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、事業に着手すべき時期を過ぎても事業に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が第16条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、天災不可抗力、その他乙の責に帰し得ない事由により乙が当該年度内に事業を完了する見込みがないと認められるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙が第13条第1項に反した場合、又は請負事業者として不適切と判断される場合契約を解除することができる。

4 甲は、前3項の規定により契約を解除した場合において、事業の既済部分及び

完済部分で検査に合格したもののうち支払未済分があるときは、当該部分に対する支払未済金額を乙に支払うものとする。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負予定金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲の受けた損害額が違約金の額を超える場合は、甲は、その不足額を乙に請求できる。

(1) 前条第1項及び第3項の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(乙による契約の解除等)

第16条 乙は、甲の責に帰す理由により実施期間が2分の1以上減少したとき、又は検査内容の変更により請負予定金額が3分の2以上減少したときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償するものとし、その賠償額は甲と乙が協議して定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決方法)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合は、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(契約外事項)

第20条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

仕 様 書

一般定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断

1 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年1月30日まで

2 検査項目及び検査方法

健康診断検査の項目及び検査方法は、別表1 近畿中国森林管理局一般定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断の検査要領等による。

3 検査・成果品納入先及び担当者

(1) 検査実施場所および成果品納入場所

近畿中国森林管理局 大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎

(ただし、集団健診実施日に受診できなかった者の健康診断や婦人科がん検査については、上記住所から3kmかつ移動時間30分程度までの医療機関で行うものとし別途協議する。)

(2) 担当者

近畿中国森林管理局総務課安全衛生係

電話番号：06-6881-3436

4 検査実施方法

(1) 集団健診実施日は、令和7年10月31日までとし、担当職員と協議し決定する。

・実施日数は2日もしくは3日とする。

・実施時間は8:30から12:00までとする。

(2) 胸部及び胃部のレントゲン撮影については、レントゲン車で行うこととする。

(胸部と胃部を切り替えて撮影できるもの可)

(3) 検査に必要な検体容器、検査機器等は受注者の負担とする。

健康診断の会場は受注者が設置することとし、健診終了後速やかに原状に戻すこととする。(健診の際に必要なとされる机、椅子及び電源については会場にあるものを使用出来る。)

(4) 検査時に使用する受診票については、受注者がその費用を負担の上で作成する。

受診票に必要な項目(受診者氏名、生年月日等)については、事前に担当者から提出を受ける。

(5) 健康診断の際には、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の受付・誘導等に配慮し、滞りなく受診できるよう配慮すること。

5 その他

(1) 健診体制

ア 医師及びスタッフ等について

定期健康診断実施に伴い、医師、看護師、X線技師等は法令に準拠した有資格者であって、法令を遵守し、正確に健康診断を行うこと。

また、効率的に実施できるよう必要に応じた人員を派遣すること。

イ 採血について

採血担当者には採血能力に優れた者を充てること。

ウ レントゲン等の読影等について

専門医による読影等を行うものとする。

エ レントゲンフィルム等の提出・保管について

胸部・胃部・眼底・乳がん検査に係るフィルム等については、受注者が5年間保存することとし、受診者本人から連絡があった場合は速やかに提出すること。

また、5年経過したフィルムは速やかに廃棄することとする。

(2) 受診票年齢及び検査項目別受診対象年齢の取扱について

受診票の年齢は受診票記載日の年齢とし、検査項目別受診対象年齢の取扱は、令和7年度期末に各検査項目の対象年齢に達する者が該当することとする。

(3) 受診票及び検体容器等について

受診票の様式等については、別途担当職員と協議し決定することとする。

受診票及び検体容器等については、検査該当日の2週間前までに担当者へ提出すること。

(4) 検査結果報告について

ア 検査結果は、検査終了後1月以内に報告すること。

イ 検査結果については、個人毎に紙媒体2部（受診者本人用・管理用）を担当職員へ提出することとし、受診者本人用は、個人毎に封入・封緘し、氏名及び課等名を明記すること。

ウ 書式については、別途協議のうえ決定することとする。

エ 特定健康診査の対象者（40才以上）については、特定健康診査受診結果を紙媒体1部および電子媒体（厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データ（XML形式データ：CD-R等に保存したもの）1枚にて提出すること。検査項目は、別表2のとおり。

オ 検査結果については、項目ごとの受診者および総数について照会することがあるので対応すること。

(5) 問診票については、別紙1、2、3の各項目を網羅されていれば、受注者の用意する問診票に変えることができる。

(6) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせること。

(7) 健康診断の実施にあたり、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日付健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の1（1）に該当しない場合は必要な手続きをとること。当該通知は、大阪府ホームページで確認すること。

(8) 本業務により知り得た情報については、秘密を漏らし、また外の目的に使用してはならない。

6 受診予定者数

検査項目		受診予定者数	
一般定期健康診断	医師による診察・所見	98	
	身体計測	身長・体重・BMI	98
		腹囲	67
	眼の検査	視力(遠見)	98
		眼底	52
		眼圧	51
		ドライアイ	34
	聴力検査		98
	血圧検査		98
	心電図検査		76
	尿検査		98
	胸部X線検査		96
	胃部X線検査		45
	血液検査	腫瘍マーカー除く	82
		腫瘍マーカー(CEA)	63
		腫瘍マーカー(PSA)	35
	婦人科がん検査	子宮頸がん	14
		乳がん(エコー)	15
		乳がん(マンモグラフィ)	2
	大腸がん検査	便潜血	72
喀痰細胞診検査		3	
情報機器 健康診断 従事者	Aコース	86	
	Bコース	35	

※受診予定者数については、令和6年度の健康診断受診者数を記載していることから実際の受診者数は別途希望調査を実施のうえ決定する。

別表1 近畿中国森林管理局 一般定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断の検査要領等

一般定期健康診断

検査項目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
1 医師による診察・所見	<p>問診、視診及び触診により、自覚症状および他覚症状の有無を検査する。また、以下に留意し、検査結果等に基づき総合判定（所見・指示）を行う。</p> <p>① 問診においては、治療歴、服薬歴、喫煙歴等の聴取により、既往歴及び業務歴の検査を行う。</p> <p>② 別紙1の「問診票（一般定期健康診断）」を用いること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。</p> <p>③ そのほか、40歳以上の者には別紙2の問診票（特定健康診査）を提出させること。ただし、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。</p>
2 身体計測（身長、体重、腹囲）、BMIの算出	<p>① 体重については、着衣の重量を差し引くこと。</p> <p>② 腹囲の検査について、次に掲げる職員で医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。</p> <p>ア 40歳未満の者（35歳の者を除く。）</p> <p>イ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者</p> <p>ウ BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である者</p> $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$ <p>エ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）</p> <p>③ 腹囲の簡易の測定方法等として、着衣の上からの測定（着衣分の長さを差し引いた数値）又は自己申告（健康診断時以外の測定数値）によることもできる。</p>
3 眼の検査（遠見視力、眼底、眼圧、ドライアイ）	<p>① 視力検査は左右の目について片目ずつ裸眼視力又は眼鏡を用いた矯正視力について、5m視力の検査を行う。ただし、コンタクトレンズを装着している者については、装着した状態での検査でも差し支えない。</p> <p>② 眼底の検査については、次に掲げる職員を対象とし、直像式電気検眼鏡等により行う。</p> <p>ア 情報機器作業に従事する職員のうち希望する者</p> <p>イ 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者</p> <p>③ 眼圧及びドライアイの検査については、②のアに掲げる職員を対象とし、眼圧については非接触型眼圧計、ドライアイについては涙液の量の検査等により行う。</p>
4 聴力検査	<p>オーディオメーターにより、周波数1,000ヘルツと4,000ヘルツについて検査する。</p>
5 血圧検査	<p>安静にし、椅子に座った姿勢で肘関節を充分伸展させ、右肘を心臓の高さに一致させて測定する。</p>

検 査 項 目	対象者（特に記述のない場合は全員）、検査要領及び留意事項
6 心電図検査	<p>心電図の検査については、次に掲げる職員を対象とし、原則として12誘導とする。</p> <p>① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員</p> <p>② 血圧検査の結果、最大血圧150mmHg以上、最小血圧90mmHg以上の者で、医師が必要と認める者</p> <p>③ 問診、聴診の結果、心疾患の疑いがある者で、医師が必要と認める者</p>
7 尿検査	<p>試験紙法等により尿中の蛋白、糖及び潜血の定性試験を行う。</p>
8 胸部X線検査	<p>肺がんの胸部X線検査については、結核の検査に用いるX線写真を読影する事によって行う。</p>
9 喀痰細胞診検査	<p>40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員のうち、喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上となる者（過去における喫煙者を含む。）を対象とし、専用容器に採取（3日法）した痰を蓄痰細胞診YM式によって実施する。</p>
10 胃部X線検査	<p>50歳以上の職員及び30歳以上50歳未満の希望する職員を対象とする。ただし、妊娠中の女性職員を除く。</p>
11 血液検査	<p>① 35歳の職員、40歳以上の職員及び希望する職員を対象とし、次にあげる検査を行う。 G O T、G P T、γ-G T Pの検査。血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値及び白血球数の検査。 L D Lコレステロール、H D Lコレステロール及び中性脂肪の量の検査。 血糖、尿酸（U A）、クレアチニン、アミラーゼ。</p> <p>② 40歳以上の職員を対象にC E Aの検査、50歳以上の男性職員を対象に高感度P S A検査を行う。</p>
12 大腸がん検査 （便潜血反応検査）	<p>① 40歳以上の職員及び30歳以上の希望する職員を対象とする。</p> <p>② 二日間採取（それぞれ別）した糞便中の潜血（ヘモグロビン）反応を検査する。</p>
13 婦人科がん検査 （子宮がん及び乳がんの検査）	<p>① 35歳以上の女性職員及び35歳未満の希望する女性職員を対象とする。</p> <p>② 子宮がん検査については、問診及び細胞診により検査する。</p> <p>③ 乳がんの検査については、原則として以下により検査する。</p> <p>ア 問診</p> <p>イ レントゲン乳房撮影（マンモグラフィ・2方向撮影）又は超音波撮影（エコー）</p>

情報機器健診A

検査項目	検査要領及び留意事項
1 医師による診察・所見	<p>視診およびしよく診により、自覚症状および他覚症状の有無を検査する。また、以下に留意し、検査結果等に基づき総合判定（所見・指示）を行う。</p> <p>① 問診においては、治療歴、服薬歴等の聴取により、既往歴及び業務歴の検査を行う。</p> <p>② 別紙3の「問診票（情報機器健診）」を用いること。ただし、各項目を網羅していれば、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。</p>
2 眼の検査（遠見視力、近見視力、調節機能、眼位）	<p>① 遠見視力の検査は左右の目について片目ずつ普通の遠方視時の屈折状態（眼鏡、コンタクトレンズによる矯正可）で、5m視力を測定する。</p> <p>② 近見視力の検査は左右の目について片目ずつ普通の情報機器作業時の屈折状態（眼鏡、コンタクトレンズによる矯正可）で、50cm視力を測定する。</p> <p>③ 調節機能検査は、普通の情報機器作業を行っている矯正状態での近点距離を測定する。</p> <p>④ 眼位検査は、交代遮蔽試験又は眼位検査付き視力計で斜位の有無を検査する。</p>
3 筋骨格の検査	<p>指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無並びに筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等）、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、膨張等の有無について検査する。</p> <p>問診において、当該症状に異常が認められない場合には、医師の判断で省略することができる。</p>

情報機器健診B

検査項目	検査要領及び留意事項
1 医師による診察・所見	<p>視診およびしよく診により、自覚症状および他覚症状の有無を検査する。また、以下に留意し、検査結果等に基づき総合判定（所見・指示）を行う。</p> <p>① 問診においては、治療歴、服薬歴等の聴取により、既往歴及び業務歴の検査を行う。</p> <p>② 別紙3の「問診票（情報機器健診）」を用いること。ただし、各項目を網羅していれば、健康診断を実施する機関の作成している問診票を用いて差し支えない。</p>
2 眼の検査（遠見視力、近見視力）	<p>① 遠見視力の検査は左右の目について片目ずつ普通の遠方視時の屈折状態（眼鏡、コンタクトレンズによる矯正可）で、5m視力を測定する。</p> <p>② 近見視力の検査は左右の目について片目ずつ普通の情報機器作業時の屈折状態（眼鏡、コンタクトレンズによる矯正可）で、50cm視力を測定する。</p>
3 筋骨格の検査	<p>指、手、腕等の運動機能の異常、運動痛等の有無並びに筋、腱、関節（肩、肘、手首、指等）、頸部、腕部、背部、腰部等の圧痛、膨張等の有無について検査する。</p> <p>問診において、当該症状に異常が認められない場合には、医師の判断で省略することができる。</p>

別表2 特定健康診査の検査項目

区 分	項 目	
基本的な健診の項目	問 診	
	理学的検査（身体診察）	
	身体の計測	身長
		体重
		腹囲
	BMI の算出	
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	肝機能検査	G O T
		G P T
		γ - G T P
	血中脂質検査	中性脂肪
		H D L コレステロール
		L D L コレステロール
血糖検査 （いずれかの項目の実施で良い）	空腹時血糖	
	ヘモグロビンA 1 c	
尿検査	尿糖	
	蛋白	
詳細な健診の項目 （医師の判断により 追加する項目）	貧血検査	ヘマトクリット値
		血色素量
		赤血球数
	心電図検査	
	眼底検査	
	血清クレアチニン検査	

問 診 票 (一般定期健康診断)

記入年月日：

氏 名： 生年月日： 男・女 (満年齢：)

所 属： 職務内容：

1 症 状

該当するものに○印を付け、() 内に必要事項を記入して下さい。

循 環 器		呼 吸 器		運 動 神 経	
<input type="checkbox"/>	高血圧といわれたことがある	<input type="checkbox"/>	かぜをひくと長引く	<input type="checkbox"/>	ひどく頭が重かったり痛む
<input type="checkbox"/>	低血圧といわれたことがある	<input type="checkbox"/>	せきやたんがよくでる	<input type="checkbox"/>	急にめまいがする
<input type="checkbox"/>	どうき・息切れがする	<input type="checkbox"/>	ぜいぜいすることが多い	<input type="checkbox"/>	舌が縫れることがある
<input type="checkbox"/>	脈の乱れがある	泌 尿 器		<input type="checkbox"/>	手足などがしびれる 部位 ()
<input type="checkbox"/>	手足や顔がむくむ	<input type="checkbox"/>	尿量が少ない	<input type="checkbox"/>	手足などの感じがにぶくなったり・動かしづらくなったりする 部位 ()
<input type="checkbox"/>	胸がしめつけられる	<input type="checkbox"/>	尿量が多い		
<input type="checkbox"/>	立ちくらみがする	<input type="checkbox"/>	排尿のとき痛む		
目 ・ 耳		<input type="checkbox"/>	尿に血が混じることがある	<input type="checkbox"/>	手足・首・背・肩・腰が痛む 部位 ()
<input type="checkbox"/>	目が痛む	<input type="checkbox"/>	尿が出づらい	痛みの程度	痛む時
<input type="checkbox"/>	目が充血したり・目やにが出る	消 化 器		・身動きがでない痛み ・つらくて仕事にさしつかえる ・仕事に苦痛にならない痛み ・だるい程度 ・その他 ()	・朝起きた時 ・長く歩く時 ・作業をしている時 ・作業が終わった時 ・夜寝ている時 ・その他 ()
<input type="checkbox"/>	まぶしいことがある	<input type="checkbox"/>	食欲がない		
<input type="checkbox"/>	物が二重に見える	<input type="checkbox"/>	食後に胃がもたれる		
<input type="checkbox"/>	物がかすんで見える	<input type="checkbox"/>	吐き気がする		
<input type="checkbox"/>	きこえがわるい	<input type="checkbox"/>	胃が痛む		
<input type="checkbox"/>	耳なりがする	<input type="checkbox"/>	下腹部が痛む		
その他 ()					

2 し好品

(1) たばこ： (1日 本)

(2) 酒 類： 毎日飲む ・ 時々飲む ・ 飲まない

(日本酒1日 合) (ビール1日 本) (ウイスキー・焼酎1日 杯)

3 今までかかった病気やケガで現在気になるものがあれば、その病名を書いて下さい。

病名 (1) (2)

別紙 2

問 診 票 (特定健康診査)

記入年月日 令和 年 月 日

氏名 _____ 生年月日 S.H 年 月 日 男・女 (満年齢 歳)

所属 _____ 署 (所) _____ 課 _____ 係 _____ 職務内容 _____

○ 服薬

現在、服薬している薬に○印をつけて下さい。	
	血圧を下げる薬
	インスリン注射又は血糖を下げる薬
	コレステロールを下げる薬

○ 喫煙歴

あり (年間)

なし

健康診断問診票(情報機器健診)

受診日

No.

本人記入	所属	フリガナ氏名	性別	生年月日
			男女	年 月 日(歳)

業務について	① 情報機器作業従事年数	年	ヶ月	
	② 情報機器作業の主な内容について該当する業務の数字を <input type="text"/> の中に記入してください。			
	1. 1日に4時間以上の情報機器作業であって、次のいずれかに該当するもの	1又は2の数字を記入		
	ア 作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある	<input type="text"/>		
	イ 作業中、従事職員の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である			
2. 上記以外の情報機器作業	(例: 上記1の作業で4時間以上ではあるが、従事職員の裁量による休憩を取ることが出来るもの 等)			
* 別添参照				
③ 情報機器作業時間				1又は2の数字を記入
1. 1日に4時間以上	2. 1日4時間未満			<input type="text"/>
④ 一連続作業時間60分以内を守っていますか。				1~3の数字を記入
1. 守っている	2. ほぼ守っている	3. 守っていない	<input type="text"/>	
⑤ 小休止を取っていますか				1又は2の数字を記入
1. とっている	2. とっていない			<input type="text"/>

既往歴	既往歴の有無 : 有 無
	所見名: ()

自覚症状について	最近1ヶ月間の健康状態について各問診項目ごとに該当する症状の程度を* 程度分け表 *にしたがって記入してください。			
	* 程度分け表 *		0~4のいずれかの数字を記入	
	程度	症 状		
	0	症状がない	1. ストレスを感じている	<input type="text"/>
	1	あるが気にするほどでない(時々)	2. よく眠れない	<input type="text"/>
	2	症状がある	3. 目が疲れる	<input type="text"/>
	3	仕事にさしつかえるので受診したい	4. 目が乾く	<input type="text"/>
	4	現在通院中(治療中含む:点眼薬使用中含む)	5. 目の異物感	<input type="text"/>
			6. 遠くが見づらい	<input type="text"/>
			7. 近くが見づらい	<input type="text"/>
		8. 首や肩が凝る	<input type="text"/>	
		9. 頭が痛い	<input type="text"/>	
		10. 背中が痛い	<input type="text"/>	
		11. 腰が痛い	<input type="text"/>	
		12. 腕が痛い	<input type="text"/>	
		13. 手指が痛い	<input type="text"/>	
		14. 手指がしびれる	<input type="text"/>	
		15. 手の脱力感	<input type="text"/>	
上記の健康状態は …… 1. いつも 2. 時々 3. 以前あった あてはまる症状の数字を記入				<input type="text"/>

医師所見

自覚症状の有無の調査において特に異常が

認められる・認められない (どちらかに○をつけてください)

入札書

物件名称 令和7年度近畿中国森林管理局一般定期健康診断及び
情報機器作業従事者健康診断

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。また、別紙内訳書を添付すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

内訳書

検査項目		単価(円)		単 価(消費税抜)	予定者数(人)	金額
検査項目						
一 般 定 期 健 康 診 断	医師による診察・所見		円		98	
	身体の計測	身長・体重・BMI	円		98	
		腹 囲	円		67	
	眼の検査	視 力(遠見)	円		98	
		眼 底	円		52	
		眼 圧	円		51	
		ドライアイ	円		34	
	聴力検査		円		98	
	血圧検査		円		98	
	心電図検査		円		76	
	尿検査		円		98	
	胸部X線検査		円		96	
	胃部X線検査		円		45	
	血液検査	腫瘍マーカー除く	円		82	
		腫瘍マーカー(CEA)	円		63	
		腫瘍マーカー(PSA)	円		35	
	婦人科がん検査	子宮頸がん	円		14	
		乳がん(エコー)	円		15	
		乳がん(マンモグラフィ)	円		2	
	大腸がん検査	便潜血	円		72	
喀痰細胞診検査		円		3		
健 康 診 断 作 業 従 事 者 情 報 機 器	Aコース		円		86	
	Bコース		円		35	
合計						

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 物件の名称 令和7年度近畿中国森林管理局一般定期健康診断及び情報機器作業
従事者健康診断
- 受任者 所在地 (住所)
商号又は名称
代理人氏名

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年2月25日付けで入札公告のありました令和7年度近畿中国森林管理局一般定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告の2(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の条件を満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- 2 健康診断の業務実績を有することが証明できる書類（同種の健康診断実施時の契約書の写し）

以 上